

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 3 月 30 日（火）第 195 号の 19



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規

則

○鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則（※）

(税務課取扱い) 1

規

則

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第38号

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県税条例施行規則（昭和38年鹿児島県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「請求書」の次に「又は別に定める申請書」を加え、同条第2項中「請求書」の次に「又は申請書」を加え、同条第3項中「請求」を「請求書又は申請書の提出」に改める。

第16条の表条例第29条第4項の項中「個人県民税の年度末における確定あん分率異動に伴う滞納繰越分の調定異動報告書」を「個人県民税の年度末における確定按分率異動に伴う滞納繰越分の調定異動報告書」に改める。

第32条の19の次に次の1条を加える。

(条例第100条の2の自動車の取得のために通常要する価額)

第32条の19の2 条例第100条の2に規定する自動車の取得のために通常要する価額として規則で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項に規定する新規登録を受けるべき自動車 当該自動車を通常取引の条件に従って自動車等の販売業者から取得するとした場合における当該自動車の販売価額に相当する金額
- (2) 前号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車は初めて前号に規定する新規登録（以下この号において「初回新規登録」という。）を受けたときにおける前号に定める金額に、初回新規登録を受けた日の属する年の1月1日から起算した期間に応じて省令第9条の3第2号の総務大臣が定める割合を乗じて得た額

第32条の30第2項第1号中「（昭和26年法律第185号）」を削る。

別記第6号様式及び別記第7号様式中「印」を削る。

別記第12号様式（その1）一般（手書）用（裏面）及び同様式（その1）一般（電算出力）用（裏面）中「県信用漁業協同組合連合会」を「九州信用漁業協同組合連合会」に改め、同様式（その1）一般（電子収納）用（裏面）中「県信用漁業協同組合連合会」を「九州信用漁業協同組合連合会」に改め、「Pay Pay」の次に「LINE Pay 請求書支払い」を加え、同様式（その2）法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税用（裏面）中「県信用漁業協同組合連合会」を「九州信用漁業協同組合連合会」に改め、同様式（その3）自動車税種別割用（裏面）中

「この納税証明書は、車検を受ける際に使用することができます。「自動車検査証」と一緒に大切に保存してください。

「有効期限」は、車検用の納税証明書として使用できる期限です。

御注意

- 1 収納機関等に納められるときは、領収証書と一緒に、この納税証明書に領収日付印を受けてください。
 なお、P a y - e a s y（ペイジー）対応のインターネットバンキングやA T M等で納付された場合、納税証明書は後日送付いたします。 を削
 近日中に納税証明書が必要な方は金融機関窓口等を御利用ください。
- 2 この自動車の継続検査（車検）を受けるときに、この納税証明書を運輸支局に提示してください。ただし、登録番号、有効期限の欄等が*★印で抹消されているものは、この自動車について、前年度以前に滞納がある場合等ですので、この納税証明書は使用できません。速やかに滞納額を納め、地域振興局又は支庁に領収証書を提示して、納税証明書の交付を受けてください。
- 3 この納税証明書は、自動車の継続検査（車検）以外には使用できません。
- 4 使用される際は、この証明書を切り離し、はがき大の台紙に貼ってください。」
 り、「県信用漁業協同組合連合会」を「九州信用漁業協同組合連合会」に改め、「P a y P a y」の次に「, L I N E P a y 請求書支払い」を加え、同様式（その3）自動車税種別割（定期賦課）用（裏面）中
 「この納税証明書は、車検を受ける際に使用することができます。「自動車検査証」と一緒に大切に保存してください。

「有効期限」は、車検用の納税証明書として使用できる期限です。

御注意

- 1 収納機関等に納められるときは、領収証書と一緒に、この納税証明書に領収日付印を受けてください。
 なお、P a y - e a s y（ペイジー）対応のインターネットバンキングやA T M等で納付された場合、納税証明書は後日送付いたします。 を削
 近日中に納税証明書が必要な方は金融機関窓口等を御利用ください。
- 2 この自動車の継続検査（車検）を受けるときに、この納税証明書を運輸支局に提示してください。ただし、登録番号、有効期限の欄等が*★印で抹消されているものは、この自動車について、前年度以前に滞納がある場合等ですので、この納税証明書は使用できません。速やかに滞納額を納め、地域振興局又は支庁に領収証書を提示して、納税証明書の交付を受けてください。
- 3 この納税証明書は、自動車の継続検査（車検）以外には使用できません。
- 4 使用される際は、この証明書を切り離し、はがき大の台紙に貼ってください。」
 り、「県信用漁業協同組合連合会」を「九州信用漁業協同組合連合会」に改め、「P a y P a y」の次に「, L I N E P a y 請求書支払い」を加え、同様式（その3）自動車税種別割（手書）用（裏面）及び同様式（その4）自動車税環境性能割用（裏面）中「県信用漁業協同組合連合会」を「九州信用漁業協同組合連合会」に改める。
 別記第15号様式の4及び別記第15号様式の6中「氏 名（名 称） 印」を「氏 名（名 称） 印」に改める。
 別記第16号様式中「氏 名（名称） 印」を「氏 名（名称） 印」に改める。
 別記第30号様式中「氏 名 印」を「氏 名 印」に改める。

「 差い しる」	「 差て しい」
-------------	-------------

別記第33号様式中「印」を削り、

押財
え産
ら
れ
て

を

押る
さ財
え産
ら
れ

に改める。

別記第52号様式及び別記第53号様式中「氏名印」を「氏名」に改める。

別記第53号様式の2から別記第53号様式の3までの規定中「印」を削る。

別記第53号様式の4中「印」を削り、同様式注を同様式注1とし、同様式注に次のように加える。

- 2 本人であることを確認するに足りる書類（請求者が個人の場合はマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等、法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書））の写しを提出すること。

別記第54号様式及び別記第54号様式の3中「印」を削る。

別記第55号様式中「」を削り、

「

特	定	あ	ん	分	率
---	---	---	---	---	---

 を
 」

「

特	定	あ	ん	分	率
		按			

 に改める。
 」

別記第56号様式中「」を削る。

別記第57号様式中「」を削り、

あ	ん	分	率
---	---	---	---

を

あ	ん	按	分	率
---	---	---	---	---

に改める。

別記第57号様式の3中「個人県民税の年度末における確定あん分率異動に伴う滞納繰越分の調定異動報告書」を「個人県民税の年度末における確定按分率異動に伴う滞納繰越分の調定異動報告書」に改め、「」を削り、

「

適	用	さ	れ	る	あ	ん	分	率
---	---	---	---	---	---	---	---	---

 を

適	用	さ	れ	る	あ	ん	按	分	率
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

 に、
 」

「

確	定	あ	ん	分	率
---	---	---	---	---	---

 を

確	定	あ	ん	按	分	率
---	---	---	---	---	---	---

 に改める。
 」

別記第59号様式中「」を削り、

「

あ	ん	分	率	⊕
---	---	---	---	---

 を
 」

「

<small>あん</small> 按 分 率 ㊥

」に、

繰 越 分 の 計
同 県 上 民 中 税
㊦

を

「

繰 越 分 の 計
㊦
同 県 上 民 中 税

」に改め、同様式（注）2を削り、同様式（注）1を同様式（注）とする。

別記第60号様式（その2）平成19年度以降課税分用中「㊧」を削る。
別記第60号様式の2中「代表者氏名 印」を「代表者氏名 」に、「上4けた」を「上4桁」に、「下3けた」を「下3桁」に、「給付補てん金」を「給付補填金」に改める。

別記第62号様式中「第48条第5項」を「第48条第6項」に、

あ ん 分 率

を

「

<small>あん</small> 按 分 率

」に改める。

別記第69号様式の2中「印」を削る。

別記第71号様式中「

印

」を「

--

」に改め、「明治・大正・昭和・平成」を削る。

別記第72号様式から別記第75様式までの規定中「印」を削る。

別記第76号様式中「㊨」を削る。

別記第76号様式の2から別記第79号様式まで及び別記第81号様式から別記第81号様式の3までの規定中「印」を削る。

別記第88号様式中「平成 年 月分」を「 年 月分」に改め、「印」を削る。

別記第89号様式中「氏 名 印」を「氏 名 」に改める。

別記第90号様式及び別記第91号様式中「名称 印」を「名称 」に改める。

別記第92号様式中「 印 」を「 」に改める。

別記第110号様式中「氏 名 印」を「氏 名 」に改める。

別記第111号様式及び別記第112号様式中「印」を削る。

別記第117号様式及び別記第118号様式中「名称 印」を「名称 」に改める。

別記第120号様式及び別記第130号様式中「印」を削る。

別記第135号様式（その1）中「印」を削り、同様式（その2）中「氏 名 印」を「氏 名 」に改め、同様式（その2）（付票）及び（その3）（表）中「印」を削る。

別記第139号様式中（表）中「 印 」を「 」に改める。

別記第140号様式（表）中「印」を削る。

別記第141号様式中「印」を削り、同様式注を同様式注1とし、同様式注に次のように加える。

- 2 本人であることを確認するに足りる書類（請求者が個人の場合はマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等、法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書））の写しを提出すること。

別記第143号様式、別記第143号様式の2、別記第144号様式、別記第146号様式から別記第146号様式の3まで及び別記第149号様式中「印」を削る。

別記第153号様式中「」を削る。

別記第172号様式中「 印 」を「 」に改め、「明・大・昭・平」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県税条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。